

第 8 号議案

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市スポーツ推進委員の辞任及び欠員補充のため委員を委嘱しようとするものである。

久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定により、下記の者を久留米市スポーツ推進委員に委嘱する。

記

氏 名	校区・地域	任 期
てらお まさとし 寺尾 慎寿	南校区	平成25年4月1日～ 平成26年3月31日
のぐち いくひで 野口 郁秀	合川校区	
2名		

久留米市スポーツ推進委員新旧対照表

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
西国分校区	みやた しんいち 宮田 伸一	西国分校区	みやた しんいち 宮田 伸一
西国分校区	えとう ようこ 江藤 洋子	西国分校区	えとう ようこ 江藤 洋子
西国分校区	ふくだ ひろと 福田 浩人	西国分校区	ふくだ ひろと 福田 浩人
西国分校区	まつもと まさこ 松本 征子	西国分校区	まつもと まさこ 松本 征子
荘島校区	くろだ けいこ 黒田 恵子	荘島校区	くろだ けいこ 黒田 恵子
荘島校区	もとむら かずや 本村 和也	荘島校区	もとむら かずや 本村 和也
日吉校区	い で ひろし 井手 浩	日吉校区	い で ひろし 井手 浩
日吉校区	うちだ みわこ 内田 美和子	日吉校区	うちだ みわこ 内田 美和子
篠山校区	たなか きみよ 田中 紀美代	篠山校区	たなか きみよ 田中 紀美代
篠山校区	かさ とものり 笠 智宣	篠山校区	かさ とものり 笠 智宣
京町校区	まつもと じゅんいち 松本 純一	京町校区	まつもと じゅんいち 松本 純一
京町校区	さかい ふち子 坂井 ふち子	京町校区	さかい ふち子 坂井 ふち子
南薫校区	たかくら こうじろう 高倉 康次郎	南薫校区	たかくら こうじろう 高倉 康次郎
南薫校区	はしぐち やすこ 橋口 康子	南薫校区	はしぐち やすこ 橋口 康子
南薫校区	さかい もとひろ 酒井 基浩	南薫校区	さかい もとひろ 酒井 基浩
鳥飼校区	あさの よそかつ 浅野 四十勝	鳥飼校区	あさの よそかつ 浅野 四十勝
鳥飼校区	なかやま よしひこ 中山 良彦	鳥飼校区	なかやま よしひこ 中山 良彦
鳥飼校区	おがわ はつよ 小川 初代	鳥飼校区	おがわ はつよ 小川 初代
長門石校区	くろかわ あきのり 黒川 昭徳	長門石校区	くろかわ あきのり 黒川 昭徳
長門石校区	よしだ のりこ 吉田 紀子	長門石校区	よしだ のりこ 吉田 紀子
小森野校区	たけのや あけみ 武谷 明美	小森野校区	たけのや あけみ 武谷 明美
小森野校区	の だ なるゆき 野田 成行	小森野校区	の だ なるゆき 野田 成行
金丸校区	たかまつ のぶこ 高松 信子	金丸校区	たかまつ のぶこ 高松 信子
金丸校区	とみやす たなこ 富安 多恵子	金丸校区	とみやす たなこ 富安 多恵子

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
金丸校区	あきみつ しげき 秋満 茂喜	金丸校区	あきみつ しげき 秋満 茂喜
金丸校区	よしかわ ひでき 吉川 英樹	金丸校区	よしかわ ひでき 吉川 英樹
東国分校区	かみあか としあき 上赤 俊昭	東国分校区	かみあか としあき 上赤 俊昭
東国分校区	ひむろ かずお 氷室 和雄	東国分校区	ひむろ かずお 氷室 和雄
東国分校区	い で みつひろ 井手 光宏	東国分校区	い で みつひろ 井手 光宏
東国分校区	すえつぐ さちよ 末次 幸代	東国分校区	すえつぐ さちよ 末次 幸代
南校区	てらお まさとし *寺尾 慎寿	南校区	ば ば くにひろ 馬場 國弘
南校区	いまむら あさじ 今村 浅茅	南校区	いまむら あさじ 今村 浅茅
南校区	むらきか やすのぶ 村坂 康信	南校区	むらきか やすのぶ 村坂 康信
南校区	しらに た みゆき 白仁田 深雪	南校区	しらに た みゆき 白仁田 深雪
山川校区	かずえ ゆ き こ 主計 由紀子	山川校区	かずえ ゆ き こ 主計 由紀子
山川校区	とよふく てつじ 豊福 哲治	山川校区	とよふく てつじ 豊福 哲治
御井校区	いしばし よしこ 石橋 良子	御井校区	いしばし よしこ 石橋 良子
御井校区	えとう かずよ 江藤 和代	御井校区	えとう かずよ 江藤 和代
御井校区	いくたけ まさみ 行武 まさみ	御井校区	いくたけ まさみ 行武 まさみ
合川校区	たなか ちなみ 田中 千浪	合川校区	たなか ちなみ 田中 千浪
合川校区	かわはら よしのぶ 川原 義信	合川校区	かわはら よしのぶ 川原 義信
合川校区	おか かずこ 岡 和子	合川校区	おか かずこ 岡 和子
合川校区	のぐち いくひで *野口 郁秀	合川校区	欠員
上津校区	いまがわ きよし 今川 清	上津校区	いまがわ きよし 今川 清
上津校区	なかお ただいち 中尾 忠市	上津校区	なかお ただいち 中尾 忠市
上津校区	たていし てつお 立石 哲雄	上津校区	たていし てつお 立石 哲雄
上津校区	むらやま かずや 村山 一也	上津校区	むらやま かずや 村山 一也
高良内校区	あんのう とよみ 案納 豊実	高良内校区	あんのう とよみ 案納 豊実
高良内校区	うめの ただみつ 梅野 忠光	高良内校区	うめの ただみつ 梅野 忠光

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
高良内校区	ほりかわ しげこ 堀川 成子	高良内校区	ほりかわ しげこ 堀川 成子
宮ノ陣校区	じんのうち ひろし 陣内 博	宮ノ陣校区	じんのうち ひろし 陣内 博
宮ノ陣校区	いなどみ さち子 稲富 さち子	宮ノ陣校区	いなどみ さち子 稲富 さち子
宮ノ陣校区	やまぐち たかひろ 山口 高洋	宮ノ陣校区	やまぐち たかひろ 山口 高洋
山本校区	こやまつ ゆきこ 小屋松 幸子	山本校区	こやまつ ゆきこ 小屋松 幸子
山本校区	いのうえ りゅういち 井上 隆一	山本校区	いのうえ りゅういち 井上 隆一
草野校区	くにたけ ふみ お 國武 文雄	草野校区	くにたけ ふみ お 國武 文雄
草野校区	欠員	草野校区	欠員
荒木校区	たに けい こ 谷 計孝子	荒木校区	たに けい こ 谷 計孝子
荒木校区	いけだ ちとし 池田 千年	荒木校区	いけだ ちとし 池田 千年
荒木校区	いちき み か 一木 美香	荒木校区	いちき み か 一木 美香
荒木校区	うしじま まさおき 牛島 正興	荒木校区	うしじま まさおき 牛島 正興
大善寺校区	かわはら せいじ 川原 誠治	大善寺校区	かわはら せいじ 川原 誠治
大善寺校区	つばきはら たけし 椿原 武	大善寺校区	つばきはら たけし 椿原 武
安武校区	はらぐち よしろう 原口 吉郎	安武校区	はらぐち よしろう 原口 吉郎
安武校区	かめやま やすのり 亀山 保典	安武校区	かめやま やすのり 亀山 保典
善導寺校区	はら やすつぐ 原 康亜	善導寺校区	はら やすつぐ 原 康亜
善導寺校区	たなか きょうこ 田中 喬子	善導寺校区	たなか きょうこ 田中 喬子
大橋校区	くさば ゆ み 草場 由美	大橋校区	くさば ゆ み 草場 由美
おおはしこうく 大橋校区	あきなが よしまつ 秋永 芳松	おおはしこうく 大橋校区	あきなが よしまつ 秋永 芳松
青峰校区	とくまる よしつぐ 徳丸 善嗣	青峰校区	とくまる よしつぐ 徳丸 善嗣
青峰校区	かわの ゆり 河野 裕里	青峰校区	かわの ゆり 河野 裕里
津福校区	うえの けいぞう 上野 慶三	津福校区	うえの けいぞう 上野 慶三
津福校区	たなか ひでかず 田中 秀和	津福校区	たなか ひでかず 田中 秀和

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
津福校区	つるさき 津留崎 みゆき	津福校区	つるさき 津留崎 みゆき
津福校区	いなます ひさゆき 稲益 久之	津福校区	いなます ひさゆき 稲益 久之
田主丸校区	おか よしくに 岡 義國	田主丸校区	おか よしくに 岡 義國
田主丸校区	くぼ た なおこ 久保田 直子	田主丸校区	くぼ た なおこ 久保田 直子
水縄校区	おおくま ともひろ 大熊 友啓	水縄校区	おおくま ともひろ 大熊 友啓
水縄校区	みなみぞの こういち 南 薗 浩一	水縄校区	みなみぞの こういち 南 薗 浩一
川会校区	こが みつお 古賀 三男	川会校区	こが みつお 古賀 三男
川会校区	いしい まこと 石井 誠	川会校区	いしい まこと 石井 誠
船越校区	おおくま よしのり 大熊 義徳	船越校区	おおくま よしのり 大熊 義徳
船越校区	たなか かずひこ 田中 和彦	船越校区	たなか かずひこ 田中 和彦
水分校区	みつゆき やすひで 光行 康秀	水分校区	みつゆき やすひで 光行 康秀
水分校区	こにし ひろえ 小西 裕也	水分校区	こにし ひろえ 小西 裕也
竹野校区	ふくどめ よしふみ 福留 良文	竹野校区	ふくどめ よしふみ 福留 良文
竹野校区	みぎた ひでのり 右田 英訓	竹野校区	みぎた ひでのり 右田 英訓
柴刈校区	たかやま たかとし 高山 孝俊	柴刈校区	たかやま たかとし 高山 孝俊
柴刈校区	む た ゆきひろ 牟田 幸宏	柴刈校区	む た ゆきひろ 牟田 幸宏
弓削校区	くろいわ はるお 黒岩 晴夫	弓削校区	くろいわ はるお 黒岩 晴夫
弓削校区	ならはら ふくみ 檜原 福美	弓削校区	ならはら ふくみ 檜原 福美
弓削校区	とどろき としはる 轟 俊治	弓削校区	とどろき としはる 轟 俊治
大城校区	こつぽ たくや 小坪 拓也	大城校区	こつぽ たくや 小坪 拓也
北野校区	すずき まゆみ 鈴木真由美	北野校区	すずき まゆみ 鈴木真由美
北野校区	やました だいすけ 山下 大輔	北野校区	やました だいすけ 山下 大輔
北野校区	こが きみこ 古賀 喜美子	北野校区	こが きみこ 古賀 喜美子
金島校区	ば ば かずのり 馬場 量経	金島校区	ば ば かずのり 馬場 量経

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
金島校区	原 ^{はら} 整 ^{ひとし}	金島校区	原 ^{はら} 整 ^{ひとし}
金島校区	馬田 ^{まだ} 俊雄 ^{としお}	金島校区	馬田 ^{まだ} 俊雄 ^{としお}
浮島校区	古賀 ^{こが} 正之 ^{まさゆき}	浮島校区	古賀 ^{こが} 正之 ^{まさゆき}
浮島校区	江島 ^{えしま} 利孝 ^{りたか}	浮島校区	江島 ^{えしま} 利孝 ^{りたか}
浮島校区	渡辺 ^{わたなべ} 利茂枝 ^{ともえ}	浮島校区	渡辺 ^{わたなべ} 利茂枝 ^{ともえ}
下田校区	寺崎 ^{てらさき} 秀男 ^{ひでお}	下田校区	寺崎 ^{てらさき} 秀男 ^{ひでお}
下田校区	大津 ^{おおつ} 美弥 ^{みや}	下田校区	大津 ^{おおつ} 美弥 ^{みや}
城島校区	澁田 ^{しぶた} 賢一 ^{けんいち}	城島校区	澁田 ^{しぶた} 賢一 ^{けんいち}
城島校区	野口 ^{のぐち} 寿穂 ^{ひきお}	城島校区	野口 ^{のぐち} 寿穂 ^{ひきお}
城島校区	中島 ^{なかしま} 辰昭 ^{たつあき}	城島校区	中島 ^{なかしま} 辰昭 ^{たつあき}
城島校区	塩塚 ^{しおつか} 忠臣 ^{ただおみ}	城島校区	塩塚 ^{しおつか} 忠臣 ^{ただおみ}
城島校区	鹿野 ^{かの} 道代 ^{みちよ}	城島校区	鹿野 ^{かの} 道代 ^{みちよ}
城島校区	笹岡 ^{ささおか} 栄二郎 ^{えいじろう}	城島校区	笹岡 ^{ささおか} 栄二郎 ^{えいじろう}
江上校区	永松 ^{ながまつ} 新 ^{あらた}	江上校区	永松 ^{ながまつ} 新 ^{あらた}
江上校区	今泉 ^{いまいずみ} 賢一 ^{けんいち}	江上校区	今泉 ^{いまいずみ} 賢一 ^{けんいち}
青木校区	小森 ^{こもり} 和基 ^{かずき}	青木校区	小森 ^{こもり} 和基 ^{かずき}
青木校区	富田 ^{とみた} 正孝 ^{まさたか}	青木校区	富田 ^{とみた} 正孝 ^{まさたか}
犬塚校区	樋掛 ^{ひがけ} 保 ^{たもつ}	犬塚校区	樋掛 ^{ひがけ} 保 ^{たもつ}
犬塚校区	堤 ^{つづみ} 信也 ^{しんや}	犬塚校区	堤 ^{つづみ} 信也 ^{しんや}
犬塚校区	木下 ^{きのした} 真由美 ^{まゆみ}	犬塚校区	木下 ^{きのした} 真由美 ^{まゆみ}
三瀦校区	田川 ^{たがわ} 隆博 ^{たかひろ}	三瀦校区	田川 ^{たがわ} 隆博 ^{たかひろ}
三瀦校区	塚本 ^{つかもと} 茂治 ^{しげはる}	三瀦校区	塚本 ^{つかもと} 茂治 ^{しげはる}
三瀦校区	古賀 ^{こが} 恭子 ^{きょうこ}	三瀦校区	古賀 ^{こが} 恭子 ^{きょうこ}
三瀦校区	江嶋 ^{えしま} 宏春 ^{ひろはる}	三瀦校区	江嶋 ^{えしま} 宏春 ^{ひろはる}

新 名 簿		旧 名 簿	
校区・地域	氏 名	校区・地域	氏 名
三潞校区	とみまつ 富松 まさみつ 真充	三潞校区	とみまつ 富松 まさみつ 真充
三潞校区	たはら 田原 すなお 直	三潞校区	たはら 田原 すなお 直
西牟田校区	きだ 喜田 すみこ すみ子	西牟田校区	きだ 喜田 すみこ すみ子
西牟田校区	はた 秦 ちずこ 千鶴子	西牟田校区	はた 秦 ちずこ 千鶴子
西牟田校区	ながた 永田 ちかし 近	西牟田校区	ながた 永田 ちかし 近
西牟田校区	やました 山下 かずよ 和代	西牟田校区	やました 山下 かずよ 和代

*は、新任委員

○スポーツ基本法

~~~~~

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

---

## ○久留米市スポーツ推進委員に関する規則

~~~~~

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、市民のスポーツの振興に関し、その分担する地域及び事項について次の職務を行う。

- (1) 市民一般に対しスポーツについての理解を深め、その振興のための指導助言を行うこと。
- (2) 市民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関、その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に対し協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に対し、求めに応じ協力すること。
- (5) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。

2 前項の規定により、スポーツ推進委員が分担する地域の指定その他職務に関し必要な事項は教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、136人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

第 9 号議案

久留米市天体運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市天体運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市天体運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市天体運営委員会規則第 3 条により、下記の者を久留米市天体運営委員会委員に任命または委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1) 天体に深い 関心と研究心 を持つ者	西山 浩一	天文台利用者（元会社員）	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
	蒲池 稔	天文台利用者（自営業）	
	永田 研	天文台利用者（会社員）	
(2) 学識経験者	江頭 修志	城島町小中学校校長連絡会	
	富田 絢美	城島町小中学校校長連絡会	
	本村 真智子	城島町小中学校校長連絡会	
	菊池美香子	元中学校 教諭	
	石井 里実	久留米市職員（下水道施設課）	
(3) その他教育 委員会が必要と 認める者	小野 里江	城島町内保育園長会	

久留米市天体運営委員会委員新旧対照表

区分	新 委 員 (平成 25 年 4 月 1 日現在)		旧 委 員 (平成25 年 3 月 31 日現在)	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)	にしやま こういち 西山 浩一	天文台利用者（元会社員）	にしやま こういち 西山 浩一	天文台利用者（元会社員）
	かまち みのる 蒲池 稔	天文台利用者（自営業）	かまち みのる 蒲池 稔	天文台利用者（自営業）
	ながた けん 永田 研	天文台利用者（会社員）	ながた けん 永田 研	天文台利用者（会社員）
(2)	えがしら しゅうじ 江頭 修志	城島町小中学校校長連絡会	えがしら しゅうじ 江頭 修志	城島町小中学校校長連絡会
	※とみた あやみ 富田 絢美	城島町小中学校校長連絡会	かいだ あい 甲斐田 亜衣	城島町小中学校校長連絡会
	きくち みかこ 菊池 美香子	元中学校 教諭	きくち みかこ 菊池 美香子	元中学校 教諭
	いしい さとみ 石井 里実	久留米市職員（浄水管理センター）	いしい さとみ 石井 里実	久留米市職員（浄水管理センター）
	もとむら まちこ 本村 真智子	城島町小中学校校長連絡会	もとむら まちこ 本村 真智子	城島町小中学校校長連絡会
(3)	おの さとえ 小野 里江	城島町内保育園長会	おの さとえ 小野 里江	城島町内保育園長会

※ は、新任委員

「区分」欄については、以下のとおり

- (1) 天体に深い関心と研究心を持つ者
- (2) 学識経験者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

○久留米市天文台条例 (抜粋)

平成16年12月28日
久留米市条例第109号

(運営委員会)

第14条 天文台の円滑な運営を図り、必要な事項を企画し、天体活動をするため、天体運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○久留米市天体運営委員会規則 (抜粋)

平成17年2月4日
久留米市教育委員会規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市天文台条例(平成16年久留米市条例第109号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により置かれた天体運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市天文台(以下「天文台」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 天文台の運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) その他特に必要と認める事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) 天体に深い関心と研究心を持つ者
- (2) 学識経験者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

第 10 号議案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 26 日

教育長 堤 正則

提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、久留米市立小中学校等管理規則（昭和 32 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 14 条の 3 第 3 項及び久留米市立高等学校管理規則（昭和 32 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 12 条の 2 第 3 項の規定に基づき、特別支援学校 1 校、高等学校 2 校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。

学校評議員新旧対照表

	新名簿		旧名簿	
学 校	氏 名	所属及び経歴	氏 名	所属及び経歴
久留米商業 高等学校	坂本 勝昭	(株)九州サッシ社長 久留米商業高等学校同窓会会長	坂本 勝昭	(株)九州サッシ社長 久留米商業高等学校同窓会会長
	金子 祐幸	南校区コミュニティセンター長	金子 祐幸	南校区コミュニティセンター長
	土井 雅明	自営業 食品小売	土井 雅明	自営業 食品小売
	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授	石内 孔治	久留米大学商学部名誉教授
	※ 丸山 靖子	農業、元(株)日産自動車勤務 久留米商業高等学校卒業生	靄田 富代	オレンジコールセンター勤務 久留米商業高等学校卒業生
南筑 高等学校	豊福 至	元PTA会長	豊福 至	元PTA会長
	由井 敏範	久留米大学商学部教授	由井 敏範	久留米大学商学部教授
	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長・久留米高校元PTA副会長	角 栄子	(株)角養翠園 取締役専務 同窓会副会長・久留米高校元PTA副会長
	林 眞一	中小企業家同友会久留米支部	林 眞一	中小企業家同友会久留米支部
	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会会長 御井校区社会福祉協議会会長	武部 眞雄	御井校区まちづくり振興会会長 御井校区社会福祉協議会会長
久留米 特別支援学校	深川 和美	元父母教師会会長 NPO法人フレンドスクール理事	深川 和美	元父母教師会会長
	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長 大堰小学校元父母教師会会長	野瀬 修	久留米市知的障害者更生施設「太陽の園」園長 大堰小学校元父母教師会会長
	※ 瀬口 功	元父母教師会会長	加藤 さよ子	久留米市障害者支援センター「ピアくるめ」センター長
	古賀 俊彦	南校区祭り実行委員会本部長	古賀 俊彦	南校区祭り実行委員会本部長
	※ 遠江 規男	元福岡県立福岡高等学園校長、元福岡県教育委員会義務教育課指導主幹兼特別支援教育室長	藤田 庸久	前福岡県立福岡高等学園校長 元福岡県教育委員会義務教育課特別支援教育室長
	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長

※は新任評議員

久留米市立小中学校等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

(学校評議員)

第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市立高等学校管理規則

(学校評議員)

第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市学校評議員運営規程

(組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

(学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

第 1 1 号議案

久留米市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 3 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市教育委員会事務局の組織を改めるため、関係規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(久留米市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に基づき」を「により、教職員課に人事管理主任を」に、「教職員人事管理主幹、指導主幹、人事管理主任」を「指導主幹」に、「及び指導主事」を「及び指導主事を」に改め、同条第2項中「教職員人事管理主幹及び」を削り、「は主幹」を「は主幹とし」に改める。

別表第1中

「

	施設整備課	(1) 教育施設の取得、処分及び管理の計画に関すること。 (2) 教育施設建築の調査、設計及び監督に関すること。 (3) 教育施設の維持管理に関すること。
--	-------	---

学校教育課	(1) 教職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (2) 教員の免許状の申請手続に関すること。 (3) 学級編制に関すること。 (4) 教職員団体等に関すること。 (5) 学校教育の計画及び指導に関すること。 (6) 教職員研修の総括調整に関すること。 (7) 学校人権・同和教育に関すること。 (8) 教科用図書の採択及び教材の取扱いに関すること。 (9) 教職員(外部の労働者としての通報を除く。)からの公益通報者保護に関すること。
--------------	--

学務課	(1) 就学事務に関すること。 (2) 通学区域に関すること。 (3) 教科用図書が無償給与に関すること。 (4) 教材教具の取得及び整備に関すること。 (5) 久留米市奨学金に関すること。 (6) 学校の事務管理の総括に関すること（他課が所管するものを除く。）。 (7) 学校施設（高等学校施設を除く。）の使用許可に関すること。
-----	--

」

を

「

学校施設課	(1) 教育施設の取得、処分及び管理の計画に関すること。 (2) 教育施設建築の調査、設計及び監督に関すること。 (3) 教育施設の維持管理に関すること。
-------	--

教職員課	(1) 教職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (2) 教員の免許状の申請手続に関すること。 (3) 学級編制に関すること。 (4) 教職員団体等に関すること。 (5) 教職員(外部の労働者としての通報を除く。)からの公益通報者保護に関すること。
------	---

学校教育課	(1) 学校教育の計画及び指導に関する こと。 (2) 教職員研修の総括調整に関するこ と。 (3) 学校人権・同和教育に関すること。 (4) 教科用図書の採択及び無償給与に 関すること。 (5) 就学事務に関すること。 (6) 通学区域に関すること。 (7) 教材教具に関すること。 (8) 久留米市奨学金に関すること。 (9) 学校の事務管理の総括に関するこ と（他課が所管するものを除く。）。 (10) 学校施設（高等学校施設を除く。） の使用許可に関すること。
--------------	--

」

に改める。

(久留米市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 久留米市教育委員会公印規則（昭和31年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

〃	〃	30	〃	学務課長	1	就学事務用
〃	〃	30	〃	各事務所長	各1	〃
〃	〃	30	〃	生涯学習推進課長	1	証明用
〃	〃	15	〃	学務課長	1	就学事務用

」

を

「

〃	〃	30	〃	学校教育課長	1	就学事務用
〃	〃	30	〃	各事務所長	各1	〃
〃	〃	30	〃	生涯学習推進課長	1	証明用
〃	〃	15	〃	学校教育課長	1	就学事務用

」

に改める。

(久留米市立小中学校通学区域審議会規則の一部改正)

第3条 久留米市立小中学校通学区域審議会規則（昭和40年久留米市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条の表中「学務課長」を「学校教育課長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

第 16 号議案

久留米市立公民館長の任命について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 3 月 26 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立公民館長の辞任に伴い、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 28 条の規定に基づき、後任の館長を任命するものである。

久留米市立公民館長の任命について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 28 条の規定に基づき、
下記の者を久留米市立公民館長に任命する。

記

職 名	氏 名	任 期
北 野 公 民 館 長	榑 原 雅 光	平成 25 年 4 月 1 日 より
城 島 公 民 館 長	田 中 秀 幸	

(参 考)

久留米市立公民館長 名簿

	平成 2 4 年 度	平成 2 5 年 度	備 考
田 主 丸 公 民 館 長	堤 敏 郎	堤 敏 郎	留 任
北 野 公 民 館 長	赤 司 満 男	榑 原 雅 光	新 任
城 島 公 民 館 長	今 村 一 樹	田 中 秀 幸	新 任
三 潑 公 民 館 長	富 安 和 博	富 安 和 博	留 任

○社会教育法（抜粋）

第 2 7 条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置く事ができる。

第 2 8 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.3.5からH25.3.18 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成25年5月16日(木) 18:00～21:30	乙武洋匡講演会 子どものために できること～大人たちよ、ベストを 尽くせ！～	公益社団法人久留米青年 会議所	久留米市民会館 大ホー ル	後援	学校教育課
2	平成25年3月21日(木) ～31日(日)	第132回九州地区高等学校 野球福岡大会	福岡県高等学校野球 連盟	久留米市野球場	後援	体育スポー ツ課
3	平成25年4月27日(土) ～6月16日(日)	九州芸文館開館記念「福岡 県立美術館コレクション展 はじまりはここから」	福岡県建築都市部公 園街路課(九州芸文 館美術展実行委員 会)	九州芸文館	後援	生涯学習推 進課
4	平成25年5月18日(土)	久留米市民オーケストラ第 25回定期演奏会	久留米市民オーケス トラ	石橋文化センター大 ホール	後援	生涯学習推 進課
5	平成25年6月22日(土)	映画「ひまわり」上映会	映画を観る会「久留米 稲の花」	えーるピア	後援	生涯学習推 進課
6	平成25年8月25日(日)	スポニチ杯争奪久留米青少 年囲碁大会	日本棋院久留米中央 支部(囲碁センター基 礎)	久留米市役所 くるみ ホール	後援★	生涯学習推 進課
7						
8						
9						
10						
11						

平成25年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質 問 内 容
【代表】	
塚本 篤行 議員	5 クラブ活動について 6 中学校の正課になった武道について
甲斐田 義弘 議員	5 教育行政について (1) 親学と幼保小連携について (2) 給食メニューの活用について (3) 学校施設の整備について
坂井 政樹 議員	6 教育行政について (1) 教育長の4年間の総括について (2) 食物アレルギー対策について
藤林 詠子 議員	7 学校の体罰、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスの根絶に向けた取り組みについて (1) 認知件数、発生の現状について (3) 連鎖を断ち切り、暴力のない社会づくりをするための教育・研修・支援・啓発について
石橋 力 議員	4 教育委員会制度の隘路について (1) 選良の同意人事だけでうまくいくのか (2) 独立性とはどんな独立性なのか
【個人】	
田中 功一 議員	3 自転車交通について (1) 安全対策について (2) 交通ルールの向上について
永松 千枝 議員	1 いじめ対策について (1) 学校の現状と対策について (2) 第三者委員会について
甲斐 征七生 議員	3 学校環境衛生基準について

代表

【質問議員】塚本 篤行 議員

【質問要旨】5 クラブ活動について

【質問趣旨】・平成17年9月議会でのクラブ活動、いわゆる部活動についての考え方は変わっていないか。

・部活動顧問に対する指導力向上のための研修会はどのように実施されているのか。

【回答要旨】1 クラブ活動、いわゆる部活動の考え方について

生徒の自主的・自発的な参加によって行われる部活動は、教育課程外の教育活動ですが、改訂された中学校学習指導要領の総則において、「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するもの」として、改めてその意義が強調されています。

このように、部活動は、教育活動の一環として、地域等との協力も得ながら、青年前期の子どもたちに、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ基礎を築き、学年・学級の枠を超えて、責任感や連帯感、協力することの大切さや友情などを育むことができ、人間形成上にも大変有意義であるという考えは現在も変わることはありません。

2 部活動の顧問の研修について

部活動顧問の教員については、福岡県・筑後地区・久留米市の各中学校体育連盟が主催する指導者講習会や審判講習会等への積極的な参加を推奨しています。

また、各競技団体が主催する指導者講習会等への受講も推奨し、部活動顧問としての指導力や専門性の向上を図っているところです。

【2回目質問】・顧問教師による体罰や先輩からの暴力事件の実態はどのようになっているのか。

・部活動に関する施設や備品の維持管理・点検はどうなっているのか。学校からの申告だけなのか、それとも定期的な点検を行っているのか。

【2回目回答】体罰につきましては、学校教育法第11条により明確に禁止されており、市教育委員会としましても、この間、国や県からの通知を基に、定例の校長会や教頭会等、機会ある毎に、体罰によらない指導の徹底を図ってきたところです。あわせて、部活動における顧問と生徒の信頼に基づく適切な指導や望ましい先輩・後輩の関係づくり等についても指導を行ってきたところです。

しかし、残念ながら、これまでもあやまった先輩・後輩の関係から発生した生徒間トラブルや部活動指導者による行き過ぎた指導・体罰の報告が上がっています。

生徒間のトラブルについては、各学校において、生徒同士の人間関係を改善するための指導が主体的に行われています。また、部活動指導者の行き過ぎた指導・体罰については、校長からの指導等に加え、市教育委員会として事実確認の上、指導者本人に厳重注意等を行い、厳格に対処しているところです。

現在、国・県からの通知を受け、市教育委員会として「体罰の実態把握」を行っており、今後その調査結果も踏まえ、体罰によらない指導の更なる徹底に努めていきます。

また、部活動で活用する施設や備品の維持管理・点検については、各学校において日常的に点検確認を実施し、軽微なものについては補修等を行っております。中でも大規模な修理・改修等を伴うものについては、市教育委員会と学校で協議を行い、計画的に取り組んでいるところです。

【質問要旨】 6 中学校の正課となった武道について

【質問趣旨】・本年度中学校における柔道・剣道の実施校数と指導者の段位保有など指導の実際はどうか。

・実施しての問題はないのか。

【回答要旨】 1 中学校武道の実施状況について

本年度から必修化された武道の指導についてですが、市立中学校 17 校中、柔道・剣道両方を実施した学校が 7 校、柔道を実施した学校が 8 校、剣道を実施した学校が 2 校となっています。

本年度武道の指導にあたっている保健体育科教員は 44 名で、その内 17 名が剣道もしくは柔道の有段者という状況です。

2 実施しての問題点について

本年度からの武道の必修化に当たり、その指導の専門性や安全性の確保が心配されましたが、平成 21 年から 23 年までの 3 年間に、有段者も含め 47 名の保健体育科教員が、県教育委員会主催の武道指導者養成研修会を受講しました。また、各学校に柔道協会等から講師を派遣する、県の武道師範派遣事業を活用して、礼法や実技指導など指導のノウハウも蓄積してきたところです。

さらに、本年度の、市教育センターの体力向上研修会において、各中学校の保健体育科代表教員を対象に、柔道専門の教員を講師として武道指導の進め方についての研修を行っております。加えて、県教育委員会主催の柔道指導者講習会が開催され、市内からも希望する教員が参加して、指導力の向上に努めており、このような取り組みにより、円滑に実施されています。

【2 回目質問】 保健体育科以外の教員の武道有段者の人数はどれくらいか。

武道有段者による保健体育科における武道指導の可能性はあるか。

【2 回目回答】 1 保健体育科教員以外の武道有段者について

国語科・社会科などの保健体育科以外の教科の教員で、武道の段位を有している者についてですが、平成 23 年度の調査では、剣道の有段者が 9 人、柔道の有段者が 5 人、その他の武道の有段者が 4 人という現状です。

2 武道有段者による保健体育科の武道指導の可能性について

保健体育科以外の教科の教員で武道の有段者が、保健体育科の授業において武道を指導することについては、教職員免許法により中学校・高等学校の教員免許状が教科ごとに区分されていることから、武道の有段者であっても保健体育科の免許状を有しない教員が単独で保健体育科の授業を担当することは、法的にできないこととされています。

【質問議員】 甲斐田 義弘 議員

【質問要旨】 5 教育行政について

(1) 親学と幼保小連携について

【質問趣旨】 ・各学校における教育活動をより効果的に進めることができるよう、保護者の教育力を高めるような取り組みはどのように行われているのか。
・子どもたちが幼少の頃から、基本的な生活習慣等を身につけるための幼稚園・保育園と小学校が連携した取り組みはどのように行われているのか。

【回答要旨】 1. 親学について

保護者の教育力の低下や子どもの基本的な生活習慣の未形成等につきまして、学校教育を推進する上での大きな課題の1つとなっており、親学いわゆる保護者の教育力向上に関する啓発の必要性を強く認識しているところです。

そのため、第2期教育改革プランでは、子どもたちに係る全ての大人に心がけてもらいたい「7つの呼びかけ」を行うとともに、目標達成に必要な家庭・地域の役割を具体的に示し、子どもの基本的な生活習慣を基盤とした健やかな体、豊かな心、確かな学力の育成を図っています。

各学校においては、教育改革プラン広報誌「くるめっ子通信」や家庭での学習や朝食摂取等を促す資料を配布するとともに、学校通信や学年・学級通信を通して保護者への啓発を行っています。また、新入生のための入学説明会やPTAの学年・学級懇談会等で、家庭の役割や保護者の児童生徒への係わり方等について、保護者の理解と協力を求めています。さらに、PTAと連携し、子どもの基本的な生活習慣の確立や子どもへの係わり方、食育などに関する講演会や学習会等を開き、積極的な参加を呼びかけている状況であります。

2. 幼保小連携について

幼保小の連携につきましては、校長や園長からなる研究推進委員会を組織し、市内一斉や6ブロックに分けての研修会を行い、入学予定児の状況や幼保小連携上の課題を明確にし、小学校体験入学や職員の相互訪問といった取り組みを進めています。また、各小学校においては、幼稚園・保育園と入学予定児の実態に応じた支援ができるよう打合せを行う等、幼保小のスムーズな接続に取り組んでいるところです。

【2回目質問】 保護者の教育力を高める親学を行うに当たって、講演会や学習会等に参加しない、参加できない保護者への対応をどのように工夫しているか。

【2回目回答】 本市では、PTAとの連携による様々な機会を活用し、保護者の教育力の向上に取り組んでいるところですが、御指摘のように講演会や学習会等に参加されない、参加できない保護者がおられることも事実であります。

そこで、少しでも多くの保護者に学校へ足を運んでもらうための取り組みとして、「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を挙げることができます。この事業では、保護者が児童生徒と共に規範意識について学ぶことで、規範に対する意識や養育に関する責任感を高めることができ、「保護者の参加が多く、有意義であった。」という報告も受けています。

また、学校への関わりが少ない保護者や子育ての悩みを持たれている保護者に対しては、担任が子どもや家庭の状況を把握し、必要に応じて、複数の教師でチームを組んでの家庭訪問や生徒指導サポーターによる支援を行っています。さらに担任等の負担を軽減していく観点から、市教育委員会に配置しているスクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関につなぐことで、子育ての悩みを持たれている保護者の支援を行うようにしているところです。

現状と今後の取り組みについて

高校生は、子どもから大人への成長期にあり、主体的に家庭生活を創造する能力と実践的な態度を育てることは重要であります。このため必修の家庭科の授業において、具体的には、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性や、子どもを生み育てることの意義について理解を深めています。

また、市立高校2校では、総合学習の中で、「食育」をテーマとした助産師による講演会や「親と子のコミュニケーション講座」等、将来の家庭生活や子育てに役立つ学習も行っています。

今後とも、これらの取り組みの充実により、将来の家庭生活や子育てへの関心を深めさせていきたいと考えています。

【質問要旨】 5 教育行政について

(2) 給食メニューの活用について

【質問趣旨】 東京都足立区では、残食を減らすことなどのために、美味しい給食を目指し献立が工夫され、給食メニューが本となり出版されている。本市の残食の現状はどうか。また、給食メニューの活用はどのように図られているのか。

【回答要旨】 1. 給食献立の工夫について

学校給食の献立につきましては、校長、学校栄養士、給食調理員などで構成する献立作成委員会において、成長段階にある子どもたちの栄養面に配慮しながら作成しております。

献立作成における工夫としましては、児童生徒の食への関心を高めるために、日本食のすばらしさを伝えるための「行事食」、久留米市の農産物を多く使用した「地場産の日」、複数のメニューから自分の好みや栄養を考えて献立

を選ぶ「セレクト給食」など、メニューの多様化に取り組んでいるところです。

2. 給食メニューの活用について

給食メニューの活用につきましては、学校栄養士が作成している「給食だより」において給食メニューの調理方法を紹介することや保護者を対象とした給食試食会の開催などに取り組んでおります。

その他にも、学校栄養士が旬の地場食材を取り入れたメニューとして「なにがなんでも朝ごはんレシピ」を作成し、保護者に配布するとともに、そのレシピを使って「おいしく食べよう朝ごはん」と題した料理教室を開催するなど、保護者に食育の重要性を発信してきました。

3. 残食の状況について

残食の現状としましては、文部科学省の実施要綱に基づいた前年度の調査結果では、小学校で残食率が最も低い学校では 0.6%、最も高い学校では 10.2%であり、学校により違いがある状況です。残食率の平均は、小学校が 4.8%、中学校が 5.9%となっています。

4. 今後の取り組み

給食メニューを活用することなどにより、保護者の給食への関心が高まれば、食育の推進に繋がっていくものと考えております。

従いまして、今後、東京都足立区の取り組みを参考としながら、学校給食の食育の生きた教材としての活用を一層進めていきます。

【2回目質問】 給食メニューの充実などを図るためには、学校栄養士の役割が重要。栄養士の配置をどのように考えているのか。学校給食には、足立区のように力を入れてもらいたいと思うが今後の考え方はどうか。

【2回目回答】 給食メニューなどを充実するためには、学校栄養士の役割が重要になりますので、自校方式の給食実施校のうち、栄養士が未配置の学校には、平成 27 年度を目途として計画的な配置を進めていきたいと考えております。

今後の学校給食は、食育を行う生きた教材として、その役割は重要になっておりますので、保護者に向けて食育の大切さを分かりやすく、効果的に発信していかなければならないと考えております。

このように、本市の食育推進プランに基づく様々な取り組みにおいても、学校給食を最大限に活用していきたいと考えています。

【質問要旨】 5 教育行政について

(3) 学校施設の整備について

【質問趣旨】 耐震化については、小中学校は平成 25 年度に完了予定ということだが、学校施設は校舎や体育館の外壁や雨漏れ、設備面などの老朽化が進んでいるのではないか。その中で特にトイレについての対応と新年度の学校施設整備についての対応はどのように考えているのか。

【回答要旨】 1. 耐震化の経過について

本市の学校施設においては、様々な施設上の課題がある中で、これまで、安心・安全の面から耐震化事業を最優先課題として取り組んできた結果、

当初目標よりも大幅に進捗し小中学校施設の耐震化率は今年度末で 98.2% となり平成 25 年度末で 100%となる見込みとなっております。

2. 学校施設の現状について

しかしながら、耐震化を最優先課題としてきたことにより、老朽化への対応は遅れている状況であり、建築後 30 年を超える施設は全体の 61.9%と老朽化が進んできております。

そのため、経年劣化による外壁・窓の落下等に対する安全性の確保、清潔で快適に利用できるトイレの整備、水道、電気など設備配管の劣化による機能面での安全確保等が大きな課題となってきました。そこで、これまでも、外壁等の落下防止のための改修や雨漏り対策を進めるとともに、トイレについても、バリアフリー化を図りながら便器の洋式化や多目的トイレの整備をし、衛生的で利用しやすいトイレへ改修を進めてきたところであります。

3. 新年度の対応について

新年度につきましては、引き続き耐震改修事業の実施や、将来を見据えた学校施設の改築事業に着手するとともに、特にトイレ改修工事を 17 校で実施し、整備予算としても今年度の約 7.4 倍と拡充するなど最大限の努力を行ったところでございます。さらに、長寿命化対策として外壁・防水改修 10 校、環境教育の推進のための太陽光パネル設置 5 校、プール改築 1 校、屋内運動場の改修 10 校など教育環境の整備に集中した予算をお願いしているところであります。

【質問議員】 坂井 政樹 議員

【質問要旨】 6 教育行政について

(3) 学校施設の整備について

【質問趣旨】 耐震化については、小中学校は平成 25 年度に完了予定ということだが、学校施設は校舎や体育館の外壁や雨漏れ、設備面などの老朽化が進んでいるのではないか。その中で特にトイレについての対応と新年度の学校施設整備についての対応はどのように考えているのか。

【回答要旨】 1. 耐震化の経過について

本市の学校施設においては、様々な施設上の課題がある中で、これまで、安心・安全の面から耐震化事業を最優先課題として取り組んできた結果、当初目標よりも大幅に進捗し小中学校施設の耐震化率は今年度末で 98.2%となり平成 25 年度末で 100%となる見込みとなっております。

2. 学校施設の現状について

しかしながら、耐震化を最優先課題としてきたことにより、老朽化への対応は遅れている状況であり、建築後 30 年を超える施設は全体の 61.9%と老朽化が進んできております。

そのため、経年劣化による外壁・窓の落下等に対する安全性の確保、清潔で快適に利用できるトイレの整備、水道、電気など設備配管の劣化による機能面での安全確保等が大きな課題となってきました。そこで、これまでも、外壁等の落下防止のための改修や雨漏り対策を進めるとともに、トイレについても、バリアフリー化を図りながら便器の洋式化や多目的トイレの整備をし、衛生的で利用しやすいトイレへ改修を進めてきたところであります。

3. 新年度の対応について

新年度につきましては、引き続き耐震改修事業の実施や、将来を見据えた学校施設の改築事業に着手するとともに、特にトイレ改修工事を 17 校で実施し、整備予算としても今年度の約 7.4 倍と拡充するなど最大限の努力を行ったところでございます。さらに、長寿命化対策として外壁・防水改修 10 校、環境教育の推進のための太陽光パネル設置 5 校、プール改築 1 校、屋内運動場の改修 10 校など教育環境の整備に集中した予算をお願いしているところであります。

【質問要旨】 6 教育行政について

(2) 食物アレルギー対策について

【質問趣旨】 東京都調布市では学校給食のアレルギー対応で痛ましい事故が発生しているが、本市では、食物アレルギーにどのように対応しているのか。また、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の活用は出来ているのか。

【回答要旨】 1. 食物アレルギー対応の現状について

食物アレルギー疾患は、原因となる食物を摂取した後に、皮膚のかゆみ、じんま疹、湿疹などのアレルギー症状が起こるものです。

その症状や程度には大きな差があり、短時間のうちに急激なショック症状（アナフィラキシーショック）を起こすなど、命に関わるケースもあり、東京都調布市では学校給食のアレルギー対応による痛ましい事故が発生しております。アレルギーの原因となる主な食物として小児の場合は、卵、牛乳、小麦、甲殻類、魚介類などがあります。

本市における本年度の学校給食における食物アレルギー対応につきましては、学校給食実施校 64 校のうち 58 校の児童生徒 310 名を対象として、アレルギーの原因となる食品を除去する除去食を基本とした対応を行っております。

2. 食物アレルギーの対応方法について

食物アレルギーの対応は、対象となる児童生徒の状況を正確に把握しなければならぬため、入学前に保護者が医師の診断書等を提出し、面談により学校と保護者がアレルギーの状況を確認した上で、除去食等の対応を行うこととしています。

また、献立による除去食材については、毎月の献立表を保護者と学級担任、栄養教諭などが、日々の確認を行っております。さらに、配膳時においても、除去食にはラップを掛け、本人が配膳室に取りに行くことなどにより、取り

違いを防ぐようにしております。

3. アドレナリン自己注射薬の所持の状況と緊急時の対応について

アドレナリン自己注射薬は、アナフィラキシーを起こす危険性が高い場合などに事前に医師が処方する自己注射薬です。

本市では、現在、中学校2校において3名の生徒が、保護者、養護教諭、主治医などの協議により、自己注射薬を所持している状況です。学校においては、自己注射薬の使用方法や緊急時の対応について、学校内における情報の共有化を図っております。

4. アレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの活用について

ガイドラインについては、市立学校66校全てに配布し、アレルギー疾患への対処の基本として活用しています。

今後は、調布市における事故の状況等を踏まえながら、学校内の研修などにおいてガイドラインを積極的に活用し、学校内における校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭などの指導体制を再度徹底し、一層安全な対応に努めていきます。

【質問議員】 藤林 詠子 議員

【質問要旨】 7 学校の体罰、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスの根絶に向けた取り組みについて

(1) 認知件数、発生の実状について

【質問趣旨】・市教育委員会として体罰と認知した件数と現状は

【回答要旨】 体罰の実状及び実態調査について

体罰につきましては、学校教育法第11条により明確に禁止されており、市教育委員会としまして、これまで定例の校長会や教頭会をはじめ機会あるごとに「体罰によらない指導」を徹底するよう繰り返し指導してきたところであります。

また、大阪市立高校の体罰事案を受け、今年1月に文部科学省から体罰禁止の趣旨をあらためて周知徹底するとともに、体罰の実態を把握するよう通達がありました。これを受け、市教育委員会では、現在、今年度に発生した体罰について全教職員並びに児童生徒・保護者に対してアンケート形式による実態調査を行っているところであります。

今回の調査により、これまで認知できなかった事案も把握できると考えますが、市教育委員会が認知している平成24年度の行き過ぎた指導・体罰の事案は、2月1日現在で5件でございます。

【質問要旨】 7 学校の体罰、児童虐待、ドメスティック・バイオレンスの根絶に向けた取り組みについて

(3) 連鎖を断ち切り、暴力のない社会づくりをするための教育・研修・支援・啓発について

【質問趣旨】・暴力の連鎖を断ち切れない現状を踏まえ、暴力の背景を検証し、対症療法的な施策のみならず、予防の視点で効果的な事業を展開する必要がある。

【回答要旨】1. 暴力の根絶に向けた教育の役割について

社会を構成する人としての成長過程に、学校教育が与える影響は、非常に大きなものであると考えています。特に、児童虐待やDVなど厳しい家庭環境で育った子どもたちにとって、学校は家庭以外で日常的に関わる大切な場となります。

教員の適切な指導やかかわりによって子どもたちを取り巻く暴力の連鎖を断ち切ることも可能であり、一方で暴力を容認する土壌をつくる恐れもあります。また、暴力の連鎖に関して、「生育過程で体罰を受けた者は再生産する傾向がある」という意見もあり、このような意味からも、教育の果たす役割は大変重要であると認識しております。

2. 暴力の根絶に向けた取り組みについて

現在、学校教育においては、人権尊重や男女平等など心の教育に取り組んでおり、暴力を根絶していくためには、暴力の背景を深く検証するとともに、発生を予防することが必要です。

また、様々な問題を抱える子どもたちへの支援については、学級担任など教職員の日常的なかかわりはもとより、スクールカウンセラーによる相談活動のほか、スクールソーシャルワーカーを活用して関係機関と連携しながら必要な支援につなげる取り組みを図っております。

さらに、教職員による行き過ぎた指導や体罰につきましては、県教育委員会とも連携して厳格に対処する一方で、今回の全国的な調査を契機に、処分のみにとどまることなく、認知した事案の背景を深く分析しながら、体罰によらない適切な指導のあり方を指導し、研修等にも取り組むなど、体罰をうまない学校づくりえお進めていきたいと考えております。

市教育委員会では、子どもたちを暴力から守ること、そして、子どもの人権について全ての教職員が共通認識を持って、適切な対応が取れるよう指導し、暴力のない社会づくり、暴力の根絶に向けて、市長部局と連携を密に、取り組んでいく考えであります。

各学校の取り組みの状況の格差について

各学校の取り組みの状況を集約して分析して共通に取り組まれているもの、学校個々の課題に応じて取り組んでいるものを整理して、校長会等を通じて還元し、全市的な取り組みにしていきたいと考えております。

【質問議員】 石橋 力 議員

【質問要旨】 4 教育委員会制度の隘路について

(1) 選良の同意人事だけでうまくいくのか

【質問趣旨】 教育委員の人事制度の課題について、どのように認識しているのか。

【回答要旨】 1. 教育委員の人事制度について

教育委員の人事については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、首長が議会の同意を得て執り行います。

また、「教育委員長」については、教育委員のうちから互選され、「教育長」については、教育委員のうちから教育委員会が任命することとなっています。

教育委員の任期は4年であり、その罷免は、任命と同様に、首長が議会の同意を得て行う規定になっており、教育委員の構成については、同一政党所屬者を2名までに制限することも規定されております。

2. 教育委員の人事制度の課題について

現行の任命制度では、教育の安定性、継続性及び政治的中立性の担保に重きを置いた仕組みとなっており、この仕組みの中で、首長は教育行政に対して教育委員の任命を通じた間接的な責任を担っています。

一方で、首長には、自治体行政の総括責任者としての責任が求められることから、「教育委員会が担う責任」と「首長の責任」との関係が市民に分かり難いといった指摘のほか、教育委員の人事だけでは、首長の意向が教育行政に反映され難いため、自治体の総合行政の妨げになるといった指摘もあります。

これらの指摘に対しては、教育委員の任命の際には、法の趣旨を踏まえた人選を行うことはもとより、教育委員会との連携を密にするが必要であると認識しています。

その具体的な取り組みとして、まずは現行法で首長の権限とされている「予算編成」を通じた連携が挙げられます。

また、教育委員会が実施する様々な施策の基本となる久留米市教育改革プランは、『久留米市新総合計画』の趣旨を踏まえて策定されたものであり、本市が目指す都市像の実現に向け、一体的な取り組みを展開する上で、施策の整合性が取れたものとなっております。

今後は、教育委員会との連携をさらに深めるため、首長と教育委員との意見交換等の先進他市での取り組み事例等を参考にしながら、今まで以上に一体的・総合的な行政の展開を図っていく考えであります。

【質問要旨】 4 教育委員会制度の隘路について

(2) 独立性とはどんな独立性なのか

【質問趣旨】 市長と市教委の連携と独立性について、どのように認識しているのか。

【回答要旨】 1. 教育委員会の「独立性」について

教育委員会は、首長から独立した機関として位置づけられており、中立・公正な職務の執行を確保するよう配慮された制度となっています。

教育行政に関する首長の職務権限については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において規定されていますが、5つの項目に限られており、「教育」に関する多くの業務の管理執行権は、教育委員会にあることになっております。

その一方で、教育は、市民にとって身近で関心の高い行政分野であるため、

自治体の総括責任者である首長に対しても、大きな責任が求められています。

2. 教育委員会の「独立性」の課題と連携について

教育委員会の「独立性」に対して、昨今、首長と教育委員会の責任の所在が不明確であるという指摘がなされています。さらに、近年の社会状況の変化に対応した教育施策の展開のためには、自治体を挙げての一体的な取り組みが必要となりますが、教育委員会の独立性が、総合的な施策実施の妨げとなるという指摘もあります。

こうしたことを踏まえると、地域の特性を生かした教育行政や市民の求める教育課題に応えるために必要なのは、教育委員会と連携し、密接に協働していくことであると認識しています。

今後も久留米市の教育充実を目指し、市民の意向を的確に把握しながら、効率的かつ整合的な行政を推進していきたいと考えています。

【質問要旨】 4 教育委員会制度の隘路について

(2) 独立性とはどんな独立性なのか

【質問趣旨】 市長と市教委の連携と独立性について、どのように認識しているのか。

【回答要旨】 1. 教育委員会の「独立性」及び役割分担について

市教育委員会と首長の関係では、議会の同意による教育委員の任命と予算編成は首長が行われます。また、市教育委員会と県教育委員会の関係では、教職員の人事及び懲戒・給与負担は県が行いますが、服務監督は市が行います。さらに、市教育委員会と学校の関係では、市教育委員会は公立学校の管理機関という役割を担っていますが、学校長には、教育活動に関すること等の校務をつかさどる権限が附与されています。

このような関係の中で独立性が担保されている反面で、学校と市教育委員会の権限の関係や責任の所在が不明確で、教育行政全体としての取り組みが見え難いという指摘がなされています。

2. 教育委員会の「独立性」及び役割分担の課題と連携について

市教育委員会としましては、学校が主体的な教育活動を行えるように、学校の自主性、独立性を図りながら、地域や保護者の要請に応じるために、学校長のリーダーシップのもと、実施される教育課程や学習指導、学校運営等への指導・助言・支援を通じて連携していく必要があると考えます。

これらを踏まえ、市教育委員会は、市長・県教育委員会・学校との適切な役割分担のもとで、相互の協力をより一層深めながら、さらなる久留米市の教育の発展・充実のために、一体的・総合的な教育施策の展開を図ってまいります。

【2回目回答】 現在の教育委員会制度の課題や見直しの動きが、国の「教育再生実行会議」や中核市教育長会議の中に設置された「教育委員会制度の在り方プロジェクト会議」において議論されております。私もプロジェクト会議のメンバーとして、研究・検討を行い、その結果をもとに、中核市教育長会議では、先月、文部科学省に提出したところです。このような国の動きや中核市の報告等が、今後の中央教育審議会における審議にどう反映されるのか、注意深

く経過を見守る必要があると考えております。

また、現実的に、本市では、第2期教育改革プランを推進させていただいておりますが、なかでも、学力の保障と向上については、各学校における授業改善や学力向上の集中した取り組みや、少人数授業や学生ボランティアによる学習習慣形成事業等により、今回の久留米市学力・生活実態調査では、改善の兆しが見えてはきましたが、尚一層の努力が必要であります。学力の形成には、ご指摘のように、家庭等の学習習慣形成が大きく影響しますが、今後ともPTAや学童保育所等と連携しながら、市教育委員会と学校が連携して、学力向上の取り組みを実効性あるものにしていきたいと考えています。

個人

【質問議員】 田中 功一 議員

【質問要旨】 3 自転車交通について

(2) 交通ルールの向上について

【質問趣旨】 中学生、高校生の運転マナーが悪く、その苦情は学校に入ることも少ない。

学校も自転車通学を認めているのだから、生徒の安全も確保する視点からも、学校としても運転マナー向上のための指導や取り組みが必要。方針を伺いたい。

【回答要旨】 運転マナーの向上について

本市では、市街地に位置し校区内の交通混雑が著しい1校を除く16の中学校、2つの市立高等学校で自転車通学を認めています。

これらの中学校や高等学校では、自転車通学生に対して、通学許可を与える際に、当該生徒を集めるなどして、安全点検や登下校での安全な乗り方等を具体的に指導しています。さらに、学級活動や保健体育科において、交通のきまりや自転車乗車時の安全な行動等を指導するだけでなく、機会あるごとに登下校中の自転車の乗り方やブレーキの効き具合、灯火などの点検及び施錠の必要性などの管理についても指導し、日常的に運転マナーの向上に努めています。また、市内の高校には、公立、私立の区別なく自転車通学のマナー向上を呼びかけているところです。

これらの基礎となる小学校段階では、体育科や学級活動において、「安全な登下校」や「交通ルールを守ろう」といった内容で、発達段階に応じて安全に行動できる能力や態度の育成を図っています。さらに、警察や交通安全協会と連携し、小学校3年生以上を対象とした「交通安全教室」を全校で開催しています。

今後も、児童生徒の安全確保の観点から、運転マナー向上のための指導や取り組みを進めていきたいと考えています。

【質問議員】 永松 千枝 議員

【質問要旨】 1 いじめ対策について

(1) 学校の現状と対策について

【質問趣旨】 本市におけるいじめ問題に係る現状と対策はどうなっているのか。

【回答要旨】 1 いじめの状況について

本市といたしましては、大津市の事案以降、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの学校にも、どの子にも起こり得る」「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という基本認識に立って対策を進めてきました。

本年度1月末現在のいじめ「認知件数」は、小学校64件、中学校44件の合計108件となっています。いじめの態様としては、「冷やかしかからかい、いやなことを言われる」が最も多く、約8割を占めています。平成23年度1年間の「認知件数」である33件と比べ、かなり多くなっていますが、これは、いじめに特化した無記名アンケート及び教育相談の実施、保護者によるチェックリストの活用徹底等を指導してきたことにより、「いじめ」につながる軽微なものまでつぶさに把握できるようになった結果だと考えています。

2 いじめ解消に向けた対策について

本市では、年度初めに各学校に「いじめに対する基本姿勢」「組織的指導体制による早期発見・早期対応の取組」等を通知し、随時各学校の取組状況を確認してきました。また、いじめに係る校内研修用資料を作成・配布し、それを活用した教職員研修を行うことで、いじめ問題の解消に向けた取り組みを進めています。さらに、昨年10月を市独自に「いじめ問題対応強化月間」と定め、「いじめ」の早期発見・早期対応の徹底に努めてきたところです。

今後は、生徒会や児童会による「いじめ0宣言」活動等、児童生徒自身が自発的・主体的に行う取り組みや、校内いじめ対策委員会の機能化や、確実な報告体制によるいじめ問題に対する迅速な対応等について指導していきます。

【質問要旨】 1 いじめ対策について

(1) 学校の現状と対策について

【質問趣旨】 保護者と連携した、いじめの早期発見・早期対応の取組、いじめの未然防止の取り組みはどうなっているのか。

【回答要旨】 1 いじめの早期発見・早期対応に係る取り組みについて

本市では、いじめ発見のきっかけとして「保護者からの訴え」が約3割となっており、いじめの早期発見、早期対応をより推進していくためには、保護者との一層の連携が重要となります。

そのために、市内統一様式による「家庭用チェックリスト」を配布し、それをもとに児童生徒の日常生活、持ち物、友人関係の変化等に見られる、児童生徒の小さなサインを見逃さないための取り組みの強化を図っています。

2 いじめの未然防止に関わる取り組みについて

県PTA連合会と県内の各教育委員会が連携して、6月と10月の「いじめ撲滅月間」における「県下一斉親子ふれあい運動」を推進しています。そのな

かで、各家庭に対し、「子どもと過ごす時間をつくり、学校の話や友達、将来について話す」「今何に関心を持っているか、どんな学校生活をしているか、子どもの様子にアンテナを張ること」等を周知しているところです。

このような保護者と連携した取り組みを充実することによって、学校が安全で安心な場となり、いじめの未然防止につながると考えております。

【質問要旨】 1 いじめ対策について

(2) 第三者委員会について

【質問趣旨】 いじめ問題の解決支援を行う第三者委員会をどのように位置づけているか。

【回答要旨】 1 第三者委員会に対する認識について

いじめではないかと把握した場合、各学校において迅速かつ組織的な対応に努めているところです。しかし、「重篤ないじめ」があった場合には、幅広い外部専門家等の第三者を活用することで、迅速な解決に結び付くことがあると考えられ、第三者機関の設置は大変有効であると思われます。

2 本市における第三者委員会の位置づけについて

現在、本市には、学校で発生した様々な問題に対して、専門家に助言を求めながら対応していくための組織として、弁護士、臨床心理士等の専門家で構成された「学校問題解決支援チーム」があります。このチームは、学校だけでは解決できない学校運営上の様々な問題に対して協議し、助言を求めるものとして平成 20 年から教育委員会に設置したものであります。

ご質問の第三者委員会について、先進他市の状況を見てみますと、その構成は、法律の専門家である弁護士や、心理の専門家である臨床心理士等が含まれており、本市に設置している、「学校問題解決支援チーム」と同様の構成となっております。

そこで、教育委員会といたしましては、既設の「学校問題解決支援チーム」を基本としながら、いじめ問題にも対応可能な第三者機関として機能が果たせるように、見直していきたいと考えております。

これまでのところ、本「学校問題解決支援チーム」において、具体的に、いじめに対する事案の検討等を行ったことはございませんが、今後、先進他市における運用方法等を調査し、いじめ問題に対応できるよう第三者委員会の相談体制や支援方法等について、検討していきたいと考えております。

【質問議員】 甲斐 征七生 議員

【質問要旨】 3 学校環境衛生基準について

【質問趣旨】 ・夏場の教室は非常に暑く、教室内の温度を測定すべきである。空調設備設置による教室の高温化抑制対策の実施が必要ではないか。

・また、ほとんどの学校で教職員の休憩室が未整備であるが、体調不良時など健康管理面からも整備が必要ではないか。

【回答要旨】1. 学校環境衛生基準について

学校環境衛生基準につきましては、学校保健安全法第 6 条に基づき、学校における換気、採光、保温などについて、児童生徒等の健康を保護する上で、維持することが望ましい基準として定められております。

この基準で、教室の温度については「10℃以上、30℃以下が望ましい」とされ、温度の測定は、各学校で行っているほか、市教育委員会においても「空気環境検査」（学校薬剤師会で）をする際に実施しています。

2. 教室の高温化抑制対策について

これまでの学校における高温化対策は、校舎の外壁改修事業の実施に際し、遮熱・断熱塗料並びに防水断熱シートを採用するとともに、「緑のカーテン」事業にも取り組んでおります。

また、空調設備の設置につきましては、校長室、職員室等の管理諸室や図書室、コンピュータ室等の特別教室への整備、また、児童生徒の健康面を考慮し、保健室、特別支援教室を対象に取り組んできました。

今後も高温化抑制対策につきましては、継続的に取り組んでいきたいと考えております。

3. 学校の休憩室について

学校の休憩室につきましては、教職員の労働環境面から必要であり、引き続き校舎改築や大規模改修事業等の際には、休憩室の整備に取り組んでいきたいと考えております。

平成25年第1回（3月）久留米市議会一般質問回答要旨
質 問 一 覧（市 民 文 化 部 関 連）

質 問 議 員	質 問 内 容
<代表>	
甲斐田 義弘 議員	4. スポーツの振興政策について （1）硬式野球場の整備について （2）久留米市独自のスポーツ振興について （3）平成25年度インターハイでの筑後川利用について
<個人>	
石井 秀夫 議員	1. 女性は地域活性化の主役であり、その地域の課題は大きく変化している （2）地域の女性団体への更なる支援について 3. 宝の山高良山と吉見獄城跡 （1）高良山の整備について （2）吉見獄城跡の整備について

代表

【質問議員】 甲斐田 義弘 議員

【質問要旨】 4 スポーツの振興政策について

（1）硬式野球場の整備について

【質問趣旨】 久留米市は、野球が盛んな地域であるが、硬式野球ができる球場が1箇所しかない状況である。2つ目の球場を整備することで、更なるスポーツ振興やスポーツコンベンションの推進を図ることができるのではないか。

【回答要旨】 1 スポーツ施設整備の基本的な考えについて

スポーツ施設の整備につきましては、「久留米市スポーツ振興基本計画」の基本理念の「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」に基づきまして、市民の皆様がスポーツに親しめるようスポーツ施設の整備に努めております。

2 久留米市内の野球の現状について

久留米市では、現在、軟式野球約160、硬式野球17のチームがあり、子供や若者から高齢者まで多くの市民の方が野球に親しんでおり、野球を通じて、地域の連帯感の醸成や地域の活性化などが図られています。

3 野球の主な大会開催状況について

また、久留米市では、これまで、平成14年の軟式野球の最高峰である「天皇賜杯」や平成23年の「高松宮賜杯」などの全国大会をはじめ、毎年多くの野球大会が開催されております。

特に、毎年開催される筑後川旗西日本学童軟式野球大会では、九州はもとより西日本の各地から約100チームが参加し、4,000名を超える方々が市内に宿泊されている状況でございます。

同様に、硬式野球の大会についても、夏の甲子園福岡県大会や予選が開催され、市外からもたくさんの方が訪れています。

このように野球大会が開催されることで、選手や観客が市内外から訪れることによるスポーツコンベンション効果が非常に高いものと認識しております。

4 今後の取り組みについて

ご質問の硬式野球のできる新たな野球場の整備のにつきましては、さらなるスポーツコンベンション効果や地域の活性化などが期待されるものの、一定の整備費用や広い用地確保などの課題がございます。今後とも、それらの課題を踏まえながら十分に研究して

いきたいと考えております。

【質問議員】 甲斐田 義弘 議員

【質問要旨】 4 スポーツの振興政策について

(2) 久留米市独自のスポーツ振興について

【質問趣旨】 久留米市は、野球やサッカーなどのスポーツが盛んな地域であり、またクロスロードの拠点地域など交通に恵まれた環境にあり、その環境を活かした独自のスポーツ振興は、どのようなものがあるか。

【回答要旨】 1 スポーツ振興について

スポーツは、競技として「競いあつて楽しむスポーツ」から、趣味やレジャー、レクリエーションなど「自ら行い楽しむスポーツ」、観戦などの「見て楽しむスポーツ」まで、様々な形で市民の皆様の豊かな社会生活を支える役割を果たしております。

また、スポーツを振興することで、地域の連帯感、地域コミュニティの活性化や経済波及効果などが期待されています。

2 久留米市におけるスポーツコンベンションの推進について

久留米市は、高速道路や新幹線など北部九州の交通の要衝に位置しており、屋内外の各種競技場を始め、筑後川河川敷の各種グラウンドが整備されていることから、それらを会場として、毎年、様々なスポーツ大会が開催されております。

具体的には、国際大会として国際女子テニス大会、レインボーカップ国際親善ジュニアサッカー大会、全国大会として全国グラウンド・ゴルフ大会、紫灘旗全国高校遠的弓道大会等のスポーツコンベンション効果の高いスポーツ大会が開催されている状況でございます。

3 久留米市独自の市民スポーツの振興について

久留米市独自の市民スポーツの振興として、筑後川菜の花マラソンや筑後川Eポートフェスティバルなど、筑後川を活かしたスポーツ大会なども開催しております。

また、筑後川流域クロスロード協議会の地域住民によるクロスロードスポーツ・レクリエーション大会を開催し、関係市町の地域住民の連帯と交流推進にも取り組んでおります。

4 今後の取り組みについて

今後も、久留米市が持つ交通の利便性や地理的にも恵まれたスポーツ環境を活かし、スポーツ関係団体と連携しながら、コンベンション効果が高いスポーツ大会の誘致や、スポーツによる地域住民の交流や地域の活性化が図られるようなスポーツの振興を進めていきたいと考えております。

【質問議員】 甲斐田 義弘 議員

【質問要旨】 4 スポーツの振興政策について

(3) 平成25年度インターハイでの筑後川利用について

【質問趣旨】 久留米市でカヌー競技は開催されないのか。また、久留米市筑後川漕艇場を活用した取り組みはどうか。

【回答要旨】 1 平成25年度インターハイの開催について

平成25年度全国高等学校総合体育大会いわゆるインターハイが、「2013、未来をつなぐ北部九州総体」という愛称のもと、北部九州4県を舞台に開催されます。競技種目としてサッカーなど29競技あり、久留米市では女子バレーボール競技が行われます。

ご質問のカヌー競技につきましては、高体連と4県の協議により、大分県豊後高田市で開催されることになっております。

2 久留米市筑後川漕艇場の活用について

久留米市筑後川漕艇場では、これまで「福岡県高等学校カヌー選手権大会」や市民が親しめる「Eボートフェスティバル」「筑後川カヌーフェスティバル」「Eボート体験教室」等のイベントが行われております。

平成25年度には、「国民体育大会九州ブロック大会」「全九州高等学校カヌー競技大会」「九州カヌースプリント選手県大会」などのカヌー競技大会が開催されます。

今後ともこの筑後川漕艇場につきましては、関係競技団体と連携し、カヌー競技などの水上スポーツの振興を通じて、活用していきたいと考えております。

個人

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 1 女性は地域活性化の主役であり、その地域の課題は大きく変化している

(1) 地域の女性団体へのさらなる支援について

【質問趣旨】 地域には様々な課題が生じている。地域に根ざす女性団体が核となり、他団体と連携して活動していくことが、地域の課題解決につながり、男女共同参画の促進も図られる。そのために、さらなる支援が必要なのではないか。

【回答要旨】 1 基本認識

少子高齢化の急激な進行など、社会のめまぐるしい変化により様々な地域課題が生じています。それらの課題に対処し、活力ある地域社会をつくりあげていくには、男女共に地域づくりを担っていただくことが必要です。しかし、現状の地域活動においては、役職は主に男性、補助的な活動は女性という状況がうかがえ、意思決定の場への女性の参画が十分とはいえません。男女共同参画に関する市民全体への啓発や地域コミュニティ組織への働きかけと併せ、女性団体を含む多様な団体の協働による活動の活発化を図ることで、地域における女性の活躍の場が広がり、地域の活性化につながると考えます。

2 今後の方向性

地域においては、各種の女性団体がありますが、その中でも女性の会・婦人会は、社会教育団体として、女性の地位向上と地域社会の振興、発展へ寄与することを目的に活動されており、まちづくりにおける地域の各種行事や市の様々な事業への参加協力を通じて地域の連帯感を醸成するなど、地域社会に大きく貢献されております。

そこで、久留米市といたしましても、今後とも各団体の主体性を尊重しつつ、地域課題の解決に向けた取り組みの活性化に向けて、団体間の効果的な連携や、魅力ある活動の展開、女性の会・婦人会への加入拡大などが図られるよう、指導・助言をはじめとした積極的な支援に一層努めてまいりたいと考えています。

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 3 宝の山高良山と吉見嶽城跡について

(1) 高良山の整備について

【質問趣旨】 高良山の遊歩道と文化財の連携が必要ではないか。
高良山入口周辺にトイレ設置が必要ではないか。

【回答要旨】 1 高良山について

久留米市のランドマークとも言える高良山は、九州における交通の要衝としての地理的な重要性により、古くから文化・軍事・信仰の中心としての位置を占めてきました。そのため、久留米市の中でも特に歴史遺産が集中しており、国の重要文化財である高良大社本殿・幣殿・拝殿・大鳥居や史跡高良山神籠石など、国・県・市指定の文化財18件が所在しています。

また、都市部近郊にあって、豊かな自然環境が保たれた場所でもあることから、筑後県立自然公園に指定されるなど、高良山は、歴史と自然に恵まれた、久留米市を代表する観光拠点のひとつと認識しているところです。

2 これまでの経過

このようなことから、久留米市では、高良大社社殿の解体修理や防災事業、環境保全事業等に取り組んでおります。また、昨年九州北部豪雨による被災部分の災害復旧事業など、高良山の文化財と環境の保全を図るための取り組みを続けてまいりました。さらに、高良山に多くの方に訪れていただけるよう、観光パンフレットや「歴史散歩」「御井校区の文化財マップ」において高良山の魅力を発信しております。

一方、高良山周辺においては、以前より「高良山森と環境を守る会」による草刈りをはじめ、案内板の設置や、「あじさい祭り」、「もみじ狩り」といったイベント開催など、地域で取り組んでいただいております。

3 今後の対応

現在、久留米市では、地域の皆様との協働により、地域の特性を活かして観光客を呼び込む「地域密着観光」に取り組んでおります。

今後、高良山周辺で地域活動をされている皆様と、この地域の文化財や自然歩道、林道等の効果的な活用方法などについて検討してまいりたいと考えております。

また、トイレ整備につきましては、自然歩道の利用実態をはじめ、その必要性など、総合的に検討してまいりたいと考えております。

【質問議員】 石井 秀夫 議員

【質問要旨】 3 宝の山高良山と吉見嶽城跡について

(2) 吉見嶽城跡の整備について

【質問趣旨】 吉見嶽城跡は、歴史的貴重な資源であり、その評価が必要である。
また、その資源を活用するための取り組みが必要ではないか。

【回答要旨】 1 ^{よしみだけじょう}吉見嶽城 について

吉見嶽城は筑後平野を一望する標高175m程の尾根上に位置する山城です。この城は戦略的な重要性から、肥前の龍造寺氏と対峙した豊後の大友氏の拠点となり、天正15年（1587）4月には、九州平定の下向途中に豊臣秀吉が陣をはるなど、筑後地方の戦国時代に重要な役割を果たした山城です。

2 これまでの取り組み

久留米市では、平成6年刊行の『久留米市史』や文化財マップ等により、吉見嶽城跡の歴史的価値や魅力について、市民の皆様にご内容をお知らせしてきたところであります。

また、吉見嶽城跡はこれまで、御井町地元の皆様により除草・清掃などの管理が実施され、大事に守られてきております。

3 今後について

吉見嶽城跡は高良山に数多く残る貴重な史跡の一つであるとともに、豊かな自然環境が保たれており、その重要性については十分に認識しているところです。

吉見嶽城跡については、今後もその重要性を周知するとともに、豊かな歴史遺産と自然が息づく高良山の保存と活用全体の視点の中で、地域住民の皆様や高良大社とともに、利活用を検討していきたいと考えております。